

令和5年

峡南広域行政組合第2回臨時会会議録

令和5年12月26日 開会

令和5年12月26日 閉会

峡南広域行政組合議会

令和 5 年

第 2 回 峡南広域行政組合議会臨時会

1 2 月 2 6 日

令和5年第2回（12月）峡南広域行政組合議会臨時会

令和5年12月26日
午後 2時05分開議

1. 議事日程

議長あいさつ

代表理事あいさつ

開会宣言

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 諸般の報告

日程第5 常任委員会委員の選任の件

日程第6 議案第17号 峡南広域行政組合職員給与条例中改正の件

日程第7 議案第18号 峡南広域行政組合手数料条例中改正の件

日程第8 議案第19号 峡南広域行政組合火災予防条例中改正の件

日程第9 議案第20号 峡南ふるさと市町村圏基金の設置、管理及び処分に関する条例中改正の件

日程第10 議案第21号 令和5年度峡南広域行政組合一般会計補正予算（第3号）

日程第11 議案第22号 令和5年度峡南広域行政組合情報センター特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第23号 令和5年度峡南広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第13 議案第24号 山梨県国中消防指令業務等共同運用事務協議会設置の件

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	秋山豊彦	2番	小川好一
3番	松野清貴	4番	望月眞
5番	小林有紀子	6番	井上光三
7番	深澤渡	8番	望月恒
9番	佐野知世	10番	広島法明
11番	木内秀樹	12番	高橋茂広

3. 欠席議員

なし

4. 会議録署名議員は次のとおりである。(2名)

6番	井上光三	10番	広島法明
----	------	-----	------

5. 地方自治法第121条により会議に出席を求めた者ならびに出席した者(12名)

代表理事	望月幹也	副代表理事兼業務担当理事	遠藤浩
業務担当理事	望月利樹	業務担当理事	佐野和広
理事	辻一幸	会計管理者	望月融
事務局長	清野忍	情報センター所長	安藤清司
慈生園施設長	深澤千秋	慈生園園長	芹澤渡
消防本部消防長	石原千秀	消防本部庶務課長	武田真一

6. 職務のために議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。(3名)

議会事務局長	若狭正樹
書記	望月大樹
書記	依田拓

開会 午後 2時05分

○議長（秋山豊彦君）

開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、年末の公私とも大変お忙しい中、本臨時会にご参集たまわり、厚くお礼を申し上げます。

さて、本年度の議員視察研修につきましては、10月の議会定例会で議長に一任していただきました。

研修内容につきましては、当組合の施設を視察する方向で調整をしており、詳細は後日連絡させていただきますので、よろしく願いをいたします。

さて年の瀬を迎え、寒さも一段と増す中、感染症の流行も懸念され、健康には一段と留意が必要な時期でございます。

皆さまにおかれましてはご自愛のうえ、ますます健やかな新年をお迎えいただき、来年も更なるご活躍をご祈念申し上げます。

後刻、代表理事より諸議案が提出されますが、何とぞ慎重審議をお願いいたします。

併せて、本臨時会の議事が円滑に進行できますよう格段のご協力をお願い申し上げ、私のあいさつに代えさせていただきます。

代表理事あいさつ。

望月代表理事。

○代表理事（望月幹也君）

開会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、令和5年峡南広域行政組合第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、年末のご多用の中、ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

また、平素は広域行政の推進に深いご理解とご協力をいただいておりますことに対しましても、併せて感謝を申し上げます。

本年も残すところ1週間足らずとなり、慌ただしさが増す中、議員の皆さまにおかれましては、体調に十分ご留意をされ、希望に満ちた新年をお迎えいただきたいと存じます。

本臨時会に提出いたしました案件は、条例改正案4件、補正予算案3件、協議会の設置案件1件、計8件でございます。

後ほど詳細にご説明させていただきたいと存じますが、よろしくご審議をいただき、何とぞご議決賜りますようお願いを申し上げます、あいさつとさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（秋山豊彦君）

代表理事のあいさつが終わりました。

開会前に新組合議員の紹介をいたします。

市川三郷町より小川好一議員が選出されました。

小川議員が本会場においてでございますので、ご紹介を申し上げ、併せてあいさつをお願いいたします。

小川議員。

○2番議員（小川好一君）

ただいまご紹介をいただきました、市川三郷町の出身であります小川好一と申します。

先輩方のご指導をいただきながら、峡南地区、また地域の発展のために頑張ってまいりたいと思

いますので、どうぞご支援とご協力をお願いしたいと思っております。

以上、私のお願いとごあいさつでございます。ありがとうございました。

○議長（秋山豊彦君）

小川議員におかれましては、お体に十分ご留意をいただき、存分なご活躍をご祈念申し上げます。
ただいまの出席議員は12名でございます。

定足数に達しておりますので、令和5年第2回峡南広域行政組合議会臨時会を開会いたします。

○議長（秋山豊彦君）

日程第1 議席の指定を行います。

議席の指定は、峡南広域行政組合議会会議規則第3条第1項の規定により、議長が定めることになっております。

ただいま着席のとおり、第2番 小川好一君を指定いたします。

○議長（秋山豊彦君）

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、峡南広域行政組合議会会議規則第108条の規定により第6番 井上光三君、第10番 広島法明君を指名いたします。

○議長（秋山豊彦君）

日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は12月26日、本日1日とし、審議日程は日程第1から第13までいずれも本会議にて審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間とすることに決しました。

○議長（秋山豊彦君）

日程第4 諸般の報告を行います。

市川三郷町選出の有泉希議員が母体議会を辞職したことにより、当組合の議員を失職いたしましたので、報告をいたします。

次に、説明員の報告ですが、今臨時会に説明員として出席通告のありました者の職氏名を一覧表としてお手元に配布しておきましたのでご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（秋山豊彦君）

日程第5 常任委員会委員の選任の件を議題といたします。

委員の選任につきましては、峡南広域行政組合議会委員会条例第7条の規定により、議長が議会に諮って指名することとなっております。

お諮りいたします。

総務消防常任委員会委員に第2番 小川好一君を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、指名のとおり決しました。

なお、委員の任期は峡南広域行政組合議会委員会条例第3条第2項の規定によって、前任者の残任期間とすることになっております。

○議長 (秋山豊彦君)

日程第6 議案第17号 峡南広域行政組合職員給与条例中改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

望月代表理事。

○代表理事 (望月幹也君)

それでは、議案第17号 峡南広域行政組合職員給与条例中改正の件について、提案理由を説明いたします。

本案は、福祉施設等物価高騰対策支援手当の制定に伴う支給規定整備、ならびに令和5年人事院および山梨県人事委員会より給与改定が勧告されたことに伴い、峡南広域行政組合職員給与条例について、所要の改正を行う必要があるため、提案するものであります。

なお、詳細につきましては、清野事務局長より説明をいたしますので、よろしくご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願いをいたします。

○議長 (秋山豊彦君)

提案理由の説明が終わりました。

詳細説明を求めます。

清野事務局長。

○事務局長 (清野忍君)

議案第17号 峡南広域行政組合職員給与条例中改正の件について、詳細説明をさせていただきます。

本案は、代表理事よりの提案のとおり、福祉施設等物価高騰対策支援手当の制定に伴う支給規定の整備と人事院および県人事委員会により給与改定が勧告されたことに伴う改正でございます。

改正文と併せて、条例等新旧対照表1ページを併せてご覧いただきたいと思っております。

まず、第1条でございますが、峡南広域行政組合職員給与条例の「第18条」の次に「第18条の2」を加え、福祉施設等物価高騰対策支援手当の趣旨である、コロナ禍や物価高騰に伴う相対的賃金格差を是正し、人材確保や施設等の安定的な運営の確保を図るために、慈生園の福祉業務等に従事する職員に対しまして支給することを定め、第2項では、手当の支給額、支給範囲、その他支給に関し必要な事項は規則で定めるというものでございます。

次に、第2条につきましては、令和5年度人事院および県人事委員会より給与改定が勧告されたことに伴う改正の部分でございまして、行政職、消防職、医療技術職、福祉職の各給料表を別表第1から第4のとおり改定し、平均改定率0.91%を引き上げるものでございます。

また、令和5年12月期の期末・勤勉手当を合わせて0.10カ月分引き上げるものであります。

新旧対照表は2ページになってございます。

まず、期末手当でございますが、職員給与条例第25条第2項中「100分の120」を「100分

の125」に、「100分の100」を「100分の105」に、また同条第3項中、これは定年前短時間勤務職員の率となるわけですが、同項中「100分の67.5」を「100分の70」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改めるものでございます。

次に勤勉手当でございますが、職員給与条例第26条第2項中「100分の100」を「100分の105」に、「100分の120」を「100分の125」に、また同項第2号、定年前短時間勤務職員の率、こちらを「100分の47.5」を「100分の50」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改めるものでございます。

続いて第3条関係でございますが、第2条で令和5年12月に引き上げを行いました期末手当0.05カ月分と勤勉手当0.05カ月分を、令和6年度以降、6月期と12月期にそれぞれ0.025カ月分と振り分けるものでございまして、定年前短時間勤務職員の率も同様でございます。

なお、附則のとおり、令和6年4月1日から施行となりますが、第2条関係、こちらにつきましては令和5年4月1日から、同第1条関係の給与条例第25条第2項および第3項、第26条第2項の規定は令和5年12月1日からの適用となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（秋山豊彦君）

提案理由および詳細説明が終わりました。

これより議案第17号 峡南広域行政組合職員給与条例中改正の件について、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（秋山豊彦君）

日程第7 議案第18号 峡南広域行政組合手数料条例中改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

望月代表理事。

○代表理事（望月幹也君）

それでは、議案第18号 峡南広域行政組合手数料条例中改正の件について、提案理由を説明いたします。

本案は、峡南広域行政組合の手数料の見直しに伴い、所要の改正が必要となるため提出するものでございます。

なお、詳細につきましては、清野事務局長より説明をいたしますので、よろしくご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（秋山豊彦君）

提案理由の説明が終わりました。

詳細説明を求めます。

清野事務局長。

○事務局長（清野忍君）

峡南広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例についての詳細説明をさせていただきます。

このことにつきましては、今般の物価高騰により、証明事務における諸費用が増加していることから、受益者への負担を求めするため条例の改正をするものでございます。

まず、25ページの改正文をお開きください。

併せて、新旧対照表は22ページになってございます。

第2条は、証明手数料の種類と金額を定めており、現下の料金を改正するものであります。

「罹災に関する証明」のほか3件の証明手数料については、証明交付に係る原価計算に基づき、「1件200円」を「1件300円」に改正するものであります。

なお、附則のとおり、令和6年4月1日からの施行となりますが、施行期日前に申請、依頼等がなされた事務に関する手数料につきましては、なお従前の例によるものといたします。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（秋山豊彦君）

提案理由および詳細説明が終わりました。

これより議案第18号 峡南広域行政組合手数料条例中改正の件について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（秋山豊彦君）

日程第8 議案第19号 峡南広域行政組合火災予防条例中改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

望月代表理事。

○代表理事（望月幹也君）

それでは、議案第19号 峡南広域行政組合火災予防条例中改正の件について、提案理由を説明いたします。

本案は、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、

峡南広域行政組合火災予防条例の一部を改正する必要があるため提出するものであります。

なお、詳細につきましては、清野事務局長より説明をいたしますので、よろしくご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願いをいたします。

○議長（秋山豊彦君）

提案理由の説明が終わりました。

詳細説明を求めます。

清野事務局長。

○事務局長（清野忍君）

議案第19号につきまして、詳細説明をさせていただきます。

ただいま、代表理事から提案理由の説明がありましたとおり、省令の一部が改正されたことに伴いまして、蓄電池設備に係る基準及び个体燃料を使用した火気設備の離隔距離の見直しについて規定を整備するものでございます。また併せて、今回、キュービクル式以外の蓄電池設備等につきましても建築物等の部分との間に換気、点検および整備に支障のない距離を保つこととする改正、ならびに火を使用する設備等の届出の対象から蓄電池容量が20キロワット時以下の蓄電池設備を除くこととする改正が行われたことにより、条例の改正をお願いするものでございます。

主要な改正部分について説明させていただきますが、改正文26ページと新旧対照表23ページからを併せて、ご確認いただきたいと思います。

まず、第11条関係につきましては、省令の改正に伴う語句の改正でございます。後ほど、ご覧いただきたいと思います。

第13条第1項では、規制の対象となる蓄電池設備について、蓄電池容量として用いていた単位「アンペアアワー・セル」を、安全性を分類する際に一般的に使用している「キロワット」に改め、第3項では、屋外に設ける蓄電池設備について、建築物からの離隔距離を規定しているものでございます。

第44条は、設置時に届出が必要な蓄電池設備について、届出が必要な蓄電池容量を定めているものでございます。

別表第3の関係では、固体燃料を用いた使用設備の離隔距離を追加してございます。

なお、附則のとおり、令和6年1月1日から施行となりますが、改正規定の施行の際、すでに設置または工事がされている燃料電池発電設備、また変電設備、内燃機関、これはエンジン等を原動力とする発電設備等でございますが、これについては、なお従前の例によることとし、新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当となるもののうちから、この条例の施行の際、現に設置されているもの、またはこの条例の施行日から起算して2年を経過する日までに設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は適用しないというものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（秋山豊彦君）

提案理由および詳細説明が終わりました。

これより議案第19号 峡南広域行政組合火災予防条例中改正の件について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

○議長 (秋山豊彦君)

日程第9 議案第20号 峡南ふるさと市町村圏基金の設置、管理及び処分に関する条例中改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

望月代表理事。

○代表理事 (望月幹也君)

それでは、議案第20号 峡南ふるさと市町村圏基金の設置、管理及び処分に関する条例中改正の件についての提案理由を説明いたします。

本案は、峡南ふるさと市町村圏特別会計の廃止に伴い、所要の改正が必要であるため提出するものであります。

なお、詳細につきましては、清野事務局長より説明をいたしますので、よろしくご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 (秋山豊彦君)

提案理由の説明が終わりました。

詳細説明を求めます。

清野事務局長。

○事務局長 (清野忍君)

議案第20号 峡南ふるさと市町村圏基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例につきまして、説明させていただきます。

峡南ふるさと市町村圏特別会計の廃止に伴いまして、峡南ふるさと市町村圏基金の運用益の処理について、改正するものであります。

まず、改正文28ページをお開きいただきたいと思います。

第7条は、基金の運用益を処理する会計及び予算について定めておりまして、特別会計の廃止に伴い改正するものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表にて説明させていただきます。

新旧対照表28ページをお開きください。

基金の運用益を処理する会計及び予算を、「峡南ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出予算」から「一般会計歳入歳出予算」に改正するものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長 (秋山豊彦君)

提案理由および詳細説明が終わりました。

これより議案第20号 峡南ふるさと市町村圏基金の設置、管理及び処分に関する条例中改正の件について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

○議長 (秋山豊彦君)

日程第10 議案第21号 令和5年度峡南広域行政組合一般会計補正予算 (第3号)

日程第11 議案第22号 令和5年度峡南広域行政組合情報センター特別会計補正予算 (第1号)

日程第12 議案第23号 令和5年度峡南広域行政組合介護保険特別会計補正予算 (第2号)

を一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第21号から議案第23号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

望月代表理事。

○代表理事 (望月幹也君)

それでは、議案第21号 令和5年度峡南広域行政組合一般会計補正予算 (第3号)、議案第22号 令和5年度峡南広域行政組合情報センター特別会計補正予算 (第1号)、議案第23号 令和5年度峡南広域行政組合介護保険特別会計補正予算 (第2号) について、その概要を申し上げます。提案理由とさせていただきます。

まず、議案第21号 令和5年度峡南広域行政組合一般会計補正予算 (第3号) は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億2,400万5千円を追加し、総額を20億9,892万4千円とするものであります。

主な内容は、一般職員の人事異動に伴う更正、人事院勧告に伴う追加、介護保険法の改正に伴うシステム改修費の追加、また組合新庁舎の建設にあたり、構成町の負担金を軽減するため、峡南ふるさと市町村圏基金の一部である2億円の出資金の返還も含まれております。

議案第22号 令和5年度情報センター特別会計補正予算 (第1号) は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億7万3千円を減額し、総額を4,059万6千円とするものであります。

主な内容は、山梨県市町村総合事務組合の基幹業務システムの運営に係る人件費の確定による更正と人事院勧告等に伴う追加であります。

最後に、議案第23号 令和5年度介護保険特別会計補正予算 (第2号) は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ474万円を追加し、総額を2億2,496万4千円とするものであります。

主な内容は、歳入では、福祉施設等物価高騰対策支援金の追加、歳出では、人事院勧告等に伴う

人件費の増および職員採用計画の見直しによる減によるものであります。

詳細につきましては、清野事務局長よりご説明をいたしますので、よろしくご審議をいただき、ご議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（秋山豊彦君）

提案理由の説明が終わりました。

詳細説明を求めます。

清野事務局長。

○事務局長（清野忍君）

それでは、詳細説明をさせていただきます。

まず、議案第21号 令和5年度一般会計補正予算（第3号）であります。説明につきましては、36ページ以降の事項別明細により説明させていただきます。

歳入であります。1款1項1目組合費負担金165万円、1款1項3目広域ネット運営費負担金を10万5千円それぞれ追加させていただきました。

組合費負担金につきましては、歳出、37ページ、2款1項2目厚生支援費中、12節委託料の財源でございますが、令和6年度の介護保険法の改正に伴いまして、介護保険指定機関等管理システムの改修に充てる経費であります。広域ネット運営費負担金10万5千円につきましては、同じく次ページでございます2款総務費中、1項5目情報センター広域ネット運営費のパソコン等共同廃棄委託料として支出するものでございます。

各町の負担金内訳は、それぞれ48ページに記載されてございますので、後ほど詳しくご覧いただければと思います。

36ページに戻りまして、7款1項1目財政調整基金繰入金の追加は、今回の補正財源として取り崩すものであり、5目峡南ふるさと市町村圏基金繰入金2億円の追加は、歳出の2款1項1目中22節にありますとおり、組合新庁舎建設にあたりまして、来年度以降の構成町からの負担金を軽減するため、取り崩し出資金の償還を行うものでございます。

8款1項1目繰越金は、前年度繰越金が確定いたしましたので、1,565万4千円の追加をさせていただきます。

9款3項1目雑入でございますが、令和4年度末で廃止いたしました峡南ふるさと市町村圏特別会計の清算金59万円を追加いたしまして、38ページ、歳出、5款1項4目ふるさと市町村圏基金費にそのまま積み立てをさせていただきます。

10款1項1目消防債は財源更正でありまして、組合新庁舎のうち、情報センター分につきましては、地域活性化事業債の対象となるための更正でございます。

37ページ以降、歳出でございますが、今回は人事異動によります人件費の更正と人事院勧告に伴う補正が主なものとなっております。

その他、歳入との関連で説明させていただいたものを除きますと、38ページ、3款1項2目消防施設費中、17節備品購入費918万5千円の減でございますが、高規格救急車購入に際しまして入札差金があったための更正でございます。

39ページ以降の給与費明細書ですが、41ページ、イ。会計年度任用職員1名の減、人事院勧告に伴う期末勤勉手当の増、その他手当につきましては、実態に合わせて精査したものでございます。

次に49ページ以降、議案第22号 令和5年度情報センター特別会計補正予算（第1号）であります。説明につきましては56ページ以降の事項別明細によりまして説明させていただきます。

まず、歳入であります。2款1項1目繰越金、こちらは前年度繰越金の確定によるものでございます。

3款1項2目雑入につきましては、山梨県市町村総合事務組合負担分を人件費の確定に併せまして145万1千円減額するものでございます。こちらにつきましては、当初予算で見積額の5%を上乗せいたしました。人事院勧告や突発的な予算増に備えていたものを、この人事院勧告終了後、市町村総合事務組合と調整させていただきまして、減額させていただいたものでございます。

歳出であります。1款1項1目基幹業務システム運営費、2節給料から4節共済費は、基幹業務システムの運営に係る人件費の確定と、人事院勧告等に伴う給与改定における差額の更正を行っております。

13節使用料及び賃借料につきましては、連続用紙裁断機のリース料、また保守料の確定により減額となっております。

58ページ以降、給与費明細書につきましては、それぞれ後ほどご覧いただきたいと思っております。続きまして、67ページ以降をお願いいたします。

議案第23号 令和5年度介護保険特別会計補正予算（第2号）であります。事項別明細書にて、ご説明を申し上げます。

74ページの歳入をお開きください。

3款県補助金474万円の追加は、先ほど説明させていただきました山梨県において、物価高騰に直面する県内の福祉施設等に対し、光熱費や職員の賃上げ等に係る経費の一部を助成する福祉施設等物価高騰対策支援金制度が創設されまして、慈生園がその交付対象施設となることから、計上したものでございます。

光熱費等にかかる交付基準は、入所利用者1名当たり4万8千円、また通所利用者（1カ月平均）1名当たり2万1千円となっております。

また、賃上げにかかる交付基準につきましては、職員1名当たり月額9千円を上限とし、そのうちの3分の1は、職場環境の改善のための費用として使用することができることから、当園の空調設備の清掃費用に充当したものでございます。

75ページの歳出でございます。1款民生費、1項1目施設総務費の1節報酬は、支援金制度の規定に基づく、会計年度任用職員への報酬でございます。

2節給料から4節共済費につきましては、当初予算において、正職員2名の補充をお願いしておいたわけですが、応募がないことから減額を行うほか、人事院勧告に伴う給与改定分の増額、支援制度の規定に基づく、正職員への手当の計上をいたしております。

12節委託料は、支援金制度では、支援金原資の一部を職場環境の整備に充てることができることから、空調設備の清掃に充てさせていただいております。

また、2款諸支出金、1項1目介護保険安定化基金費につきましては、歳入で県支援金を計上したことにより、歳出の費目において、財源更正を行ったことから所要額の積み立てを計上させていただきました。

71ページ以降、給与費明細につきましては、それぞれご覧いただきたいと思っております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（秋山豊彦君）

提案理由および詳細説明が終わりました。

これより議案第21号 令和5年度峡南広域行政組合一般会計補正予算（第3号）について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

井上議員。

○6番議員（井上光三君）

37ページの歳出で、一般管理費の22節償還金利子及び割引料のところ2億円、ここの構成町の内訳が分かりましたら、教えていただきたいです。

○議長（秋山豊彦君）

清野事務局長。

○事務局長（清野忍君）

お答えいたします。

各町それぞれお伝えさせていただいてよろしいでしょうか。

2億円の取り崩し額になりますが、市川三郷町5,140万円、富士川町3,580万円、早川町960万円、身延町5,300万円、南部町3,020万円、山梨県に、こちらは補助をさせていただいておる金額が10分の1でございますので、2千万円お返しすることになってございます。

計2億円という金額になりますが、これは積み立てていただいたときが合併前でございます、11町から出資をいただいております。旧町から合併した出資金がそれぞれ違いますので、今の人口規模、町勢等と合わない部分がございますが、出資金に応じてお返しするというご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（秋山豊彦君）

質疑はほかにありますか。

（なし）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第21号 令和5年度峡南広域行政組合一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第22号 令和5年度峡南広域行政組合情報センター特別会計補正予算（第1号）について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第22号 令和5年度峡南広域行政組合情報センター特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第23号 令和5年度峡南広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第2号）について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第23号 令和5年度峡南広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（秋山豊彦君）

日程第13 議案第24号 山梨県国中消防指令業務等共同運用事務協議会設置の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

望月代表理事。

○代表理事（望月幹也君）

それでは、議案第24号 山梨県国中消防指令業務等共同運用事務協議会設置の件について、提案理由を説明いたします。

本案は、地方自治法第252条の2の2第1項の規定により、山梨県国中消防指令業務等共同運用事務協議会を設置するため、関係地方公共団体との協議を行う必要があることから、同条第3項の規定に基づき、当組合議会に提出するものであります。

なお、詳細につきましては、清野事務局長より説明をいたしますので、よろしくご審議をいただき、ご議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（秋山豊彦君）

提案理由の説明が終わりました。

詳細説明を求めます。

清野事務局長。

○事務局長（清野忍君）

詳細説明をさせていただきます。

規約につきましては、86ページ以降、規約（案）により説明をさせていただきたいと思っております。

86ページをお開きいただきたいと思います。

第1条の協議会の目的、第2条、名称につきましては、記載のとおりですのでご確認ください。

第3条、協議会は、2市、4一部事務組合で構成をし、第4条、担任する事務は、構成団体の区域における消防指令に係る施設の整備および維持管理、ならびに災害通報の受信、出動指令、通信統制、情報伝達等の事務を共同で管理し執行するものでございます。

第5条の協議会の事務所は、先ほど消防長からもお話があったと思いますが、甲府地区広域行政事務組合内に置き、協議会の組織、事務処理等については、第6条以降で定めさせていただいております。

87ページ、第17条、経費の支弁の方法をご覧ください。

支出につきましては、甲府地区広域行政事務組合予算で行うこと、それに対します収入は、構成団体、峡南は一部事務組合になりますが、そこで構成町よりいただく負担金をそのまま協議会へ負担金として納め、財源とするものでございます。

第2項、第3項では、負担金割合、納付の期日等が定められてございます。

第18条以降は、予算、決算についての規定となっておりますが、第24条、第25条につきましては、ご覧のとおり、協議会の役員、委員は6消防本部の消防長があたることから、構成団体の長、峡南でいうところの代表理事は事務処理の状況の報告や監視権を持ち、事務の是正を求めることができるという規定を設けているところでございます。

この規約は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

なお、経過措置といたしまして、運用開始日までの読み替えがございますので、内容をご確認いただければと思います。

以上でございます。

○議長（秋山豊彦君）

提案理由および詳細説明が終わりました。

これより議案第24号 山梨県国中消防指令業務等共同運用事務協議会設置の件について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

これをもって、本議会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

よって、令和5年第2回峡南広域行政組合議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午後 2時55分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

峡南広域行政組合議会議長

会 議 録 署 名 議 員

会 議 録 署 名 議 員